

農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農地を守る直接支払事業費交付金等（以下「本交付金等」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金等は、自然的・経済的・社会的条件が不利なため、耕作放棄地の増加等により水源のかん養や土砂流出防止などの多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、生産条件の不利性を補正し、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ることを目的として交付する。

(交付金等の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村又は農業者等（農業者、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に定めるものをいう。）、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。）が中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第392号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付要綱」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領の運用」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「振興交付金交付等要綱」という。）、及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知。以下「振興交付金中山間実施要領」という。）に基づいて行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金等を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる直接支払交付金交付事業（以下「交付事業」という。）を行う農業者等（以下「交付事業者」という。）に対し、直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する市町村。

(2) 別表1の第1欄に掲げる市町村推進事業（以下「推進事業」という。）を行う市町村。

2 本交付金等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付事業にあつては、別表2の第3欄に定める交付単価（交付金要領第6の3の(2)のイに規定する加算措置に該当する場合は、それぞれ第4欄から第7欄までに定める交付単価を加算する。）に、同表の第1欄及び第2欄の基準ごとの当該交付事業対象面積を乗じて得た額に、別表1の第3欄に定める率を乗じて得た額（以下「県交付金」という。）以下とする。ただし、要領の運用第9の1の(4)のイ及びウの場合は、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。

(2) 推進事業にあつては、別表1の第2欄に定める経費の額と交付申請額のいずれか低い額とする。

(経費の流用の禁止)

第4条 各対象事業の間及び別表1の推進事業の第2欄の(1)及び(2)の間においては、相互間の交付対象経費の流用を禁止する。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金等の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金等の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金等の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本交付金等の交付決定を受けた市町村長は、交付金の交付にあたり、当該交付金の交付を受ける交付事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	交付事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	交付事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	交付事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	交付金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは、その変更等について中国四国農政局長の承認を知事が申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(交付事業の変更等の承認)

第9条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表1の第4欄に掲げる変更並びに交付事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、交付事業者に対して指示をし、又は交付事業者からの

報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況報告の時期等)

第11条 市町村長は、本交付金等の交付決定のあった年度の12月31日現在において様式3号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合(第3号に掲げる場合を除く。)にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日と、交付金等の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日。

(3) 本交付金等の全額が概算払により交付された場合(対象事業が中止され、又は廃止された場合を除く。)にあつては、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第13条 規則第20条第1項の申出書は、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付決定前着手)

第15条 事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、推進事業について交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した様式第5号をあらかじめ知事に提出するものとする。

(書類の保存)

第16条 市町村長は、規則第26条に定める書類に加え、推進交付金交付等要綱別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第17条 市町村長は、対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書を作成しておかななければならない。交付金調書は交付事業については中山間交付要綱別記様式第8号、推進事業については推進交付金交付等要綱別記様式第10号によるものとする。

(残存物件の処理)

第18条 市町村長は、対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(額の再確定)

第19条 市町村長は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を規則第18条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第18条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(交付金の支払)

第20条 市町村長は、交付事業に係る県交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の交付金を、遅滞なく交付事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第21条 規則及びこの要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所という。）を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第22条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金等の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月11日から施行し、平成12年度から平成21年度までの交付事業及び補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月19日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月23日から施行し、平成16年度の交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行し、平成17年度から平成21年度までの交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月15日から施行し、平成17年度から平成21年度までの交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度事業から適用する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条関係)

1 対象事業	2 交付対象経費	3 交付率	4 重要な変更
直接支払交付金交付事業	交付金要領第 6 の規定により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	4 分の 3 ただし、知事特認基準に係る県交付金の交付については 3 分の 2	交付金の 30% を超える変更
市町村推進事業	(1) 推進交付金交付等要綱別紙 2 第 2 の規定に基づき、市町村が行う事業に要する経費のうち推進交付金実施要領第 5 に規定する経費 (2) 振興交付金交付等要綱第 3 の 1 の (2) に掲げる事業に要する経費のうち振興交付金中山間実施要領別表 2 の (1) に規定する経費	10/10	交付金の 30% を超える変更

別表2（第3条関係）

【地目及び区分別交付単価（上限）】

（単位：円／10アール）

1 地 目	2 区 分	3 交 付 単 価	4 棚田地域 振興活動 加算交付 単価	5 超急傾斜 農地保全 管理加算 交付単価	6 集落協定広 域化加算交 付単価	7 集落機能強 化加算交付 単価	8 生産性向 上加算交 付単価
田	傾斜度1/10 以上	21,000	14,000	6,000	3,000	3,000	3,000
	傾斜度1/20 以上		10,000				
	傾斜度1/100 以上1/20未満	8,000	—				
	自然条件に より小区画・ 不整形		—				
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高		—				
畑	傾斜度20度 以上	11,500	14,000	6,000	3,000	3,000	3,000
	傾斜度15度 以上		10,000				
	傾斜度8度 以上15度未満	3,500	—				
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高		—				
草地	傾斜度15度 以上	10,500	—	—	3,000	3,000	3,000
	傾斜度8度以 上15度未満	3,000	—				
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高		—				
採 草 放 牧 地	傾斜度15度 以上	1,000	—	—	3,000	3,000	3,000

様式第1号（第5条、第12条関係）

〇〇年度農地を守る直接支払事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）及びその内容

(1) 直接支払交付金交付事業

(単位：円)

区 分	交付額				前年度 交付額			
		うち国費	うち県費	うち市町 村費		うち国費	うち県費	うち市町 村費
田								
畑								
草地								
採草放牧地								
計								

(2) 市町村推進事業

ア 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

推 進 事 務				確 認 事 務		交 付 事 務
集 落 説明会	集落協定 作成指導	基 準 検討会	パンフレット 作 成	書類審査	現地調査 及び確認	
対 象 集落数	指 導 集 落 数	開催時期	作成部数	審査件数	確認時期	交付件数
集 落	集 落	月	部	件	月	件

イ 中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組	所得向上や担い手の定着に向けた活動	地域の所得向上に向けた体制整備等への取組	説明会・懇談会の開催
(時期、内容)	(時期、内容)	(時期、内容)	(時期、内容)

3 経費の配分

(1) 直接支払交付金交付事業（積算内訳：別紙のとおり）

区 分	総 額	負 担 区 分		
		県		市 町 村
		国費分	県費分	
3法指定地域に係るもの	円	円	円	円
特認地域に係るもの				
計				

(2) 市町村推進事業

ア 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

区 分	総事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			市 町 村 (C)
		県 (A+B)	左の内訳		
			国費分 (A)	県費分 (B)	
推進事務費	円	円	円	円	円
確認事務費					
交付事務費					
計					

イ 中山間地農業ルネッサンス推進事業

総事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			
	県 (A+B)	左の内訳		市 町 村 (C)
		国費分 (A)	県費分 (B)	
円	円	円	円	円

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

ア 直接支払交付金交付事業

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 額		備考
			増	減	
県交付金	円	円	円	円	
市町村費					
合 計					

イ 市町村推進事業

(ア) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県交付金	円	円	円	円	
市町村費					
合 計					

(イ) 中山間地農業ルネッサンス推進事業

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県交付金	円	円	円	円	
市町村費					
合 計					

(2) 支出の部

ア 直接支払交付金交付事業

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
通常地域	円	円	円	円	
特認地域					
合 計					

イ 市町村推進事業

(ア) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
推進事務費	円	円	円	円	
確認事務費					
交付事務費					
合 計					

(イ) 中山間地農業ルネッサンス推進事業

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了(予定)年月日

6 添付資料

- (1) 直接支払交付金交付事業積算(精算)内訳 (3の(1)関係)
- (2) 市町村の交付金の交付に関する規定又は要綱(「計画書」の場合のみ)

(3) 各事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、交付金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（「実績報告書」の場合のみ）

様

職 氏 名

〇〇年度農地を守る直接支払事業費交付金等交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農地を守る直接支払事業費交付金等（以下「本交付金等」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金等の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金等の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金等の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金等の額の確定は、対象経費の実績額について、農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱（平成13年1月11日付農政第426号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本交付金等は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について（平成12年4月1日付12構改B第74号構造改善局長通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第11条関係）

〇〇年度農地を守る直接支払事業費交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった農地を守る直接支払事業費交付金等について、農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
直接支払交付金 交付事業	円	円	%	
市町村推進事業				
中山間地域等直接支払 交付金に係る推進事業				
中山間地農業ルネッサ ンス推進事業				

注：市町村推進事業については事業着手年月日及び事業完了予定年月日を備考欄に記載すること。

様式第4号（第13条関係）

番 号
年 月 日

様

市町村長 氏 名

〇〇年度 農地を守る直接支払事業費交付金等の支払にかかる申出書

〇〇年 月 日付第 号による交付決定にかかる農地を守る直接支払事業費交付金の支出について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

対象事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	

番 号
年 月 日

様

市町村長 氏 名

〇〇年度 農地を守る直接支払事業費交付金等交付決定前着手届

農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱第15条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

対象事業	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
市町村推進 事業				